

北海道総合通信局アクションプラン2012

—平成24年度北海道総合通信局重点施策—

「ICT利活用により、北海道の暮らしを便利に・元気に・安全に」

I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

- 1 非常災害時等における自治体・関係機関との連携強化
- 2 ICTを活用した安心・安全な街づくりの促進
- 3 防災行政無線、消防・救急無線等の整備に向けた取組

II ICT利活用による地域連携・活性化

- 1 ブロードバンド利活用による地域活性化
- 2 地域のための研究開発の充実・強化
- 3 電気通信サービスにおける消費者保護の推進
- 4 電子申請の活用による利便性の向上

III 電波利用環境の整備・保護

- 1 地域における電波利用の促進のための調査検討の実施
- 2 移動通信分野等の周波数確保に向けた取組
- 3 電波利用環境の維持と電波監視の強化

IV 地デジ受信環境の整備

- ・ 新たな難視等に対する恒久対策の取組

I 災害等に対応した情報連絡手段強化に向けた取組

■ 1 非常災害時等における自治体・関係機関との連携強化

大規模災害等の非常時に備え、北海道及び市町村との連絡体制の強化を図ります。

また、非常事態における自治体等の災害対応を支援するため、連絡手段確保のための



【大規模災害セミナー会場における機器展示】

通信機器や電源車の貸出しなどを行います。

さらに、災害時の基幹通信を担う電気通信事業者や放送事業者をはじめ、防災関係機関との連携を密にするとともに、北海道地方非常通信協議会を通じた周知・啓発活動を充実させ、災害に備えた知識や情報を広く提供することにより、予防・災害時の被害軽減に役立てていきます。

■ 2 ICTを活用した安心・安全な街づくりの促進

過疎化、少子高齢化等の諸課題や東日本大震災で明らかになった課題を解決するため、災害に強いワイヤレスネットワークやコミュニケーションを円滑にするブロードバンド等のICTをパッケージ化して適用することにより、新しい街づくりを目指し、関係機関に働きかけていきます。

また、災害発生時における避難勧告等の情報を、多様なメディアを活用して、迅速に住民に提供出来るよう、安心・安全公共コモンズの普及促進を図っていきます。



■ 3 防災行政無線、消防・救急無線等の整備に向けた取組



非常災害時の連絡手段として有効な防災行政無線をはじめ、衛星携帯電話やMCA無線、有線系のIP告知システムなど、自治体の緊急情報伝達システムの整備促進を図っていきます。また、地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、東日本大震災での教訓を活かし、各地域の特性に見合ったシステムの導入について支援していきます。

消防・救急無線については、道内の消防機関等と連携し、計画的にデジタル化に向けた整備の促進を図っていきます。

【防災行政無線の同報系子局】

II ICT利活用による地域連携・活性化

■1 ブロードバンド利活用による地域活性化

少子高齢化の問題や医療・教育・農業等各分野における地域の課題を解決するため、道内に整備されたブロードバンドを最大限に活用した地域活性化を支援します。さらに、自治体が高度な公共アプリケーションを導入しやすくするため、引き続き超高速ブロードバンド基盤整備を促進していきます。



■2 地域のための研究開発の充実・強化

ICTの活用により地場産業の振興や創出、地域住民の生活向上など地域社会・経済活動を活性化するための研究開発に向け、競争的資金である「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」の活用を支援していきます。併せて、新世代ネットワーク技術等の研究開発のための「新世代通信網テストベッド(JGN-X)」の利用促進に向けた周知広報活動に努めていきます。



■3 電気通信サービスにおける消費者保護の推進

消費者が、電気通信サービスを安心・安全に利活用できる環境づくりに向けて、電気通信事業者や消費者団体との連携を強化するとともに、子どもたちをはじめとした利用者保護のための「e-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)」の取組や、情報セキュリティに関するセミナーの開催など、周知・啓発活動を進めていきます。



e-ネットキャラバン

■4 電子申請の活用による利便性の向上

インターネットを利用した電子申請により、無線局の申請などの手続きがいつでもどこからでも行うことができます。特にアマチュア無線局の場合、事前にID・パスワードを取得することで、簡単に申請手続きを行うことが可能です。

無線局の利用者にとって利便性の高い電子申請の利用拡大の取組を進めていきます。



【アマチュア無線のイベントでのデモ】



Ⅲ 電波利用環境の整備・保護

■ 1 地域における電波利用の促進のための調査検討の実施

地域における電波利用を促進するため、毎年、学識経験者や外部の専門家を構成員とした調査検討会を開催し、その成果は利活用のあり方や技術基準等の策定に寄与しています。

今年度は、地デジ後の空き周波数を利用し、緊急災害時の情報ツールとしても注目されている携帯端末向け「マルチメディア放送」について、地上のみならず地下街でも良好に受信できる効率的な送信システムのための調査検討を進めていきます。



【公共ブロードバンド通信システムの実証試験】

■ 2 移動通信分野等の周波数確保に向けた取組

スマートフォンやタブレット等の携帯端末の急速な普及により、通信量が増加しており、新たに割り当てる周波数の確保が急務となっています。特に700MHz/900MHz帯の周波数については、こうした新たな移動通信分野への利用を可能とするため、既存無線システムの周波数移行のための「周波数再編アクションプラン」が策定されました。この基本方針に基づき、同周波数帯を使用しているパーソナル無線やMCA無線等、既存無線システムの円滑な周波数移行に向けた取組を進めていきます。



の周波数移行のための「周波数再編アクションプラン」が策定されました。この基本方針に基づき、同周波数帯を使用しているパーソナル無線やMCA無線等、既存無線システムの円滑な周波数移行に向けた取組を進めていきます。

■ 3 電波利用環境の維持と電波監視の強化

安心・安全に電波を利用できる環境を維持するため、電波利用ルールに係る周知・啓発活動に取り組みま



す。

また、重要無線通信妨害への迅速的確な対応、不法無線局を対象とした捜査機関との共同取締り及び無線局の違反運用を是正するため、電波監視を強化していきます。



【国内で使用が禁止されている外国製無線機】

IV 地デジ受信環境の整備

■ 新たな難視等に対する恒久対策の取組

道内では、昨年7月24日にデジタル放送への移行を完了しましたが、一部の地区において新たな難視やフェージング等によるデジタル混信が発生しており、それらの地区の方には、難視対策衛星放送による暫定対策を実施しています。

また、一部の辺地共聴施設においてもデジタル化に対応していないものがあるため、難視対策衛星放送による暫定対策を行っています。

これらの難視世帯等については、早期に恒久対策を講じるよう、引き続き、道内自治体、テレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、デジサポ(テレビ受信者支援センター)など関係団体と連携し、受信環境整備及び視聴者支援の取組を強化していきます。



<参考:用語解説>

- **安心・安全公共コモンズ** : 自治体、ライフライン事業者等がICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するシステム。
- **IP告知システム** : ブロードバンドのIP網を活用し、地方自治体が地域住民サービスとして、災害情報や行政情報などを音声や画像で告知するシステム。活用事例としては、災害時の緊急告知のほか、高齢者見守り、遠隔健康相談、議会中継、公共施設予約などのサービスがある。北海道内では、約20自治体が導入している。
- **SCOPE (スコープ)** : 戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)は、平成14年度に創設された公募研究制度。平成19年度からは、特に地域に密着した研究開発を支援する「地域ICT振興型研究開発」のプログラムが創設され、地域の研究開発に寄与している。
- **JGN-X** : 新世代通信網テストベッド(JGN-X)は、JGN~JGNplus(プラス)回線を活用した研究開発の成果を踏まえ、ネットワーク研究の柱となる新世代ネットワーク技術の実現とその展開のための新世代通信網テストベッド。アクセスポイントは、国内26ポイント(北海道1G、北海道通信網(株)内)海外は5ポイント(米国、タイ、シンガポール、韓国、香港)
- **マルチメディア放送** : 地上アナログテレビ停波後のVHF帯を利用した携帯端末向けの新しい放送サービスであり、207.5MHz以上222MHz以下の周波数(V-High:アナログテレビの10から12CH)を使用する全国放送と90MHz以上108MHz以下の周波数(V-Low:アナログテレビの1から3CH)を使用する地方ブロック向けの放送が計画されている。本年4月から、東名阪を中心にVHF-Highマルチメディア放送のサービスが開始される。
- **周波数再編アクションプラン** : 総務省では、毎年度実施する電波の利用状況調査の評価結果に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための取組を示す「周波数再編アクションプラン」を策定し、公表している。当該アクションプランについては、各年度の電波の利用状況調査の評価結果及び電波利用環境の変化等を踏まえ、逐次見直しを行っている。平成23年9月改訂版において、「700/900MHz帯の周波数割当の基本方針」が示された。
- **重要無線通信** : テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の生活に欠かすことのできない無線通信及び人命の安全や財産の保全に係る警察、消防・救急、航空交通管制、鉄道、電気・ガス事業等に利用されている無線通信。
- **難視対策衛星放送** : 地形等の影響で地上デジタル放送が送り届けられない地区の世帯向けに、放送衛星を利用して暫定的に地デジの番組を配信しているもので、実施期間が平成27(2015)年3月末までに限定された放送。本放送は総務省の補助と放送事業者の負担により、社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)が実施。視聴できる地デジの番組は、東京キー局で放送しているものと同様。